

# パラオ共和国の刑事制裁

永 田 憲 史

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 裁判制度
- 3 刑事制裁及び関連する処分
- 4 おわりに

## 1 はじめに

パラオ共和国 (the Republic of the Republic of Palau) は、日本の南、フィリピン共和国の東に位置する300を超える島からなるミクロネシアの島嶼国家である。総面積は約465平方キロメートル、人口は約2万人である<sup>1)</sup>。首都は、バベルダオブ (Babeldaob) 島<sup>2)</sup> のマルキョク (Melekeok) である。

1885年の教皇レオ13世 (Leo XIII) の裁定により、この地はドイツの保護領となった<sup>3)</sup>。1914年に第一次世界大戦が始まると、日本は、日英同盟を理由にドイツに宣戦布告し、ミクロネシア地域を無血占領した。この地域は、南洋群島と呼ばれ、1920年の国際連盟の発足と同時に、日本が委任統治を行なうことが認められた<sup>4)</sup>。第二次世界大戦で日本が敗れると、アメリカ合衆国がこの地域

---

1) 2012年の人口センサスによると、17501人である。Available at: <<http://palaugov.org/population-census/>> [Accessed 28 February 2018; hereinafter omitted]. アメリカ合衆国の Central Intelligence Agency (CIA) の The World Factbook によると、2017年7月現在の推計で21431人である。Available at: <<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ps.html>>.

2) バベルツアープ (Babelthuap) 島とも表記される。

3) 一連の歴史については、須藤健一「ミクロネシア史」山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社、2000) 314頁以下参照。

4) 南洋群島の刑事司法制度については、拙稿「南洋群島の刑事司法制度」関西大

を国際連合の太平洋信託統治領（Trust Territory）として統治した。1978年、この地は、マーシャル諸島とともに、ミクロネシア連邦憲法草案を住民投票で否決し、1981年に自治政府を設立した。その後、8回の住民投票を経て、1993年にアメリカ合衆国との間での自由連合協定（Compact of Free Association）の調印が承認され、1994年に独立した。いわゆる非核条項<sup>5)</sup>を有することで有名である<sup>6)</sup>。

オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にするには、① 比較法的関心を満たすだけでなく、② 刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらす、③ 将来、地方分権の見地から我が国の地方公共団体が独自に犯罪者の処罰や処遇を行なうこととなった際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、ヴァヌアツ共和国、ミクロネシア連邦、サモア独立国、ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルに続いて<sup>7)</sup>、パラオ共和国の刑事制裁を紹介し、検討す

↘学法学論集61巻4号（2011）1頁以下参照。

- 5) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article II, Section 3, Article XIII, Section 6. See Article XIII, Section 14A.
- 6) 自由連合協定と非核条項を含む憲法改正の経緯については、紺谷浩司ほか解説・訳「パラオ共和国」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007）665頁以下、667-669頁参照。
- 7) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集56巻4号（2006）75頁以下、同「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集57巻5号（2008）47頁以下、同「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集57巻6号（2008）93頁以下、同「ヴァヌアツ共和国の刑事制裁」関西大学法学論集58巻1号（2008）75頁以下、同「ミクロネシア連邦の刑事制裁」関西大学法学論集58巻3号（2008）50頁以下、同「サモア独立国の刑事制裁」関西大学法学論集58巻4号（2008）23頁以下、同「ソロモン諸島、キリバス共和国及びツヴァルの刑事制裁」関西大学法学論集58巻5号（2009）16頁以下。非独立地域の刑事司法について、拙稿「イギリス領ピトケアンの刑事司法」関西大学法学論集57巻1号（2007）172頁以下、同「ニュージーランド領クック諸島の刑事司法」関西大学法学論集57巻2号

ることとしたい。今回も、南太平洋大学（The University of the South Pacific）の人文科学及び法学部（Faculty of Arts and Law）の法学科（School of Law）の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所（Pacific Islands Legal Information Institute; PacLII）がインターネット上で提供しているデータベース（PacLII Database）<sup>8)</sup>を利用することができた。パラオ共和国の法令は、パラオ国家法典（Palau National Code; PNC）に編纂されている。パラオ共和国はパラオ語以外に英語を公用語の1つとしているため<sup>9)</sup>、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を手掛かりに紹介することとし、可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、パラオ共和国の裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

## 2 裁判制度

パラオ共和国は16州に分かれているものの、裁判制度は国家レベルで単一である。

パラオ共和国には、最高裁判所（Supreme Court）、国家裁判所（National Court）、一般訴訟裁判所（Court of Common Pleas）、土地裁判所（Land Court）が設置されている<sup>10)</sup>。

最高裁判所は、憲法上、常勤の最高裁判所長官（Chief Justice）のほか、3名以上6名以下の陪席裁判官（Associate Justice）によって構成するものとさ

---

ㄨ (2007) 99頁以下、同「ニュージールランド領ニウエの刑事司法」関西大学法学論集58巻2号(2008)110頁以下、同「ニュージールランド領トケラウの刑事司法」関西大学法学論集58巻6号(2009)97頁以下、同「オーストラリア領ノーフォーク島の刑事司法」関西大学法学論集59巻5号(2010)80頁以下。

8) Available at: <<http://www.paclii.org/>>. データベースの内容については、拙稿「太平洋島嶼法情報研究所データベース」関西大学 IT センターフォーラム21号(2007)3頁以下参照。

9) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article XIII, Section 1.

10) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 1, first sentence; 4 PNC §§ 201-203.

れている<sup>11)</sup>。制定法上、最高裁判所長官は、1名乃至4名の陪席裁判官を当該事件の審理に必要なかどうか判断できるとされている<sup>12)</sup>。これらの陪席裁判官は非常勤とされ、オセアニアの小規模な国家で見られるように<sup>13)</sup>、専門性を有する人材を確保する必要性から、パラオ共和国においても、国外の法律家が登用されている。具体的には、陪席裁判官として、グアム、北マリアナ諸島連邦自治区、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国等の裁判官が任命されてきた<sup>14)</sup>。

最高裁判所は、公判部 (Trial Division) 又は上訴部 (Appellate Division) からなり、最高裁判所裁判官は両部の構成員となる<sup>15)</sup>。殺人事件の場合、最高裁判所公判部には、2名以上の特別裁判官 (special judge) がその都度任命される<sup>16)</sup>。特別裁判官は、陪席裁判官とともに審理に参加する<sup>17)</sup>。上訴部は、最高裁判所公判部及び下級裁判所からの上訴を審理する<sup>18)</sup>。公判部が裁判官1名で審理できるのに対して、上訴部は裁判官3名以上で審理しなければならない<sup>19)</sup>。最高裁判所長官は、公判部又は上訴部の填補のために、国家裁判所の首

11) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 2, second sentence; 4 PNC § 201. なお、最高裁判所は、費用と手数料について定める権限を有する。Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 14; 4 PNC § 107.

12) 4 PNC § 201.

13) 例えば、マーシャル諸島共和国においては、最高裁判所 (Supreme Court) の2人の陪席裁判官 (Associate Justice) にアメリカ合衆国、パラオ共和国、北マリアナ諸島連邦自治区、カナダの裁判官が任命されてきた。拙稿「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」・前掲注(7)51頁。

14) Yamase, D. K., Organisation of the Unified Judiciary of Palau, In: Powles, G., et al., *Pacific Courts and Legal Systems* (University of the South Pacific, 1988), 255-261, at 257.

15) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Sections, first and third sentences.

16) 4 PNC § 309.

17) 4 PNC § 309.

18) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 6.

19) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 2, fourth and fifth sentences.

席裁判官 (Presiding Judge) を任命することができる<sup>20)</sup>。最高裁判所が公判部と上訴部からなるのは、ミクロネシア連邦と同様である<sup>21)</sup>。

国家裁判所は、常勤の首席裁判官によって構成される<sup>22)</sup>。最高裁判所長官は、国家裁判所の首席裁判官として最高裁判所の陪席裁判官を一時的に任命することができる<sup>23)</sup>。

一般訴訟裁判所は、常勤の上席裁判官 (Senior Judge) と常勤の陪席裁判官 (Associate Justice) によって構成される<sup>24)</sup>。一般訴訟裁判所の裁判官は、パラオ共和国国民であって、(1) 信託統治領地方裁判所 (District Court of the Trust Territory) 裁判官 (Judge) であった者、(2) 信託統治領裁判所において法律家又は公判援助者 (trial assistant) であった者、(3) パラオ共和国裁判所において法曹又は公判援助者であった者だけでなく、(4) 公共サービス又は私企業の管理レベルにおける広範な経験を有し、パラオ共和国の慣習についての幅広い知識を有する者でもよいとされている<sup>25)</sup>。これは、パラオ共和国には法曹養成機関がないため、法曹となるためにアメリカ合衆国のロースクールを修了するのが通例であることもあって<sup>26)</sup>、専門性を有する人材に限られているという事情によるものであろう<sup>27)</sup>。一般訴訟裁判所の裁判官の定年は65歳とさ

---

20) 4 PNC § 201.

21) 拙稿「ミクロネシア連邦の刑事制裁」・前掲注(7)54-55頁。

22) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 4; 4 PNC § 202.

23) Constitution of Republic of the Republic of Palau, Article X, Section 12, third sentence; 4 PNC § 202.

24) 4 PNC § 203 (a).

25) 4 PNC § 204 (a).

26) Yamase, *supra* note 14, at 260; Powles, G. (ed.), Palau, In: Powles, et al., *Pacific Courts and Legal Systems* (University of the South Pacific, 1988), 336-338, at 337; Ottley, B. L., The Republic of Palau, In: Ntummy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), 567-592, at 591.

27) パラオ法曹協会 (Palau Bar Association) には、2018年1月現在、83名が所属しているものの、約半数に当たる42名は国外を拠点としていることから窺われうる。Available at: <<http://www.palausupremecourt.net/upload/P1408/18117075731128.pdf>>. このほか、法学学の学位を有していない者が公判援助者として活動し

れている<sup>28)</sup>。最高刑が5年以下の拘禁刑若しくは1万米ドル以下の罰金刑又はその併科である刑事事件の場合、最高裁判所長官は、一般訴訟裁判所に事件を配点することができる<sup>29)</sup>。一般訴訟裁判所の判決に対して上訴された場合、最高裁判所の上訴部で審理される<sup>30)</sup>。

土地裁判所は、常勤の上席裁判官と常勤及び非常勤の陪席裁判官によって構成される<sup>31)</sup>。陪席裁判官の人数は最高裁判所長官が定める<sup>32)</sup>。土地裁判所の裁判官の定年も65歳とされている<sup>33)</sup>。

最高裁判所、国家裁判所、一般訴訟裁判所は、地域の慣習等の助言を受けるために裁判所補佐人 (assessor) を任命することができる<sup>34)</sup>。裁判所補佐人には、下級裁判所の裁判官が任命されることも認められている<sup>35)</sup>。裁判所補佐人は、評議に加わることができない<sup>36)</sup>。

公的弁護人事務所 (Office of the Public Defender) が資力のない被告人の弁護を担っている<sup>37)</sup>。

12年以上の拘禁刑の可能性のある被告人は、陪審裁判を受ける権利を有し、書面による権利放棄なき場合、陪審裁判による<sup>38)</sup>。陪審は6名で構成される<sup>39)</sup>。有罪認定のためには、病欠等の理由がない場合、6名全員の一致による有罪評決が必要である<sup>40)</sup>。

---

ㄨていることから窺われよう。Yamase, *supra* note 14, at 260; Powles, *supra* note 26, at 338; Ottley, *supra* note 26, at 591.

28) 4 PNC § 205.

29) 4 PNC § 207.

30) 4 PNC § 207.

31) 4 PNC § 203 (b).

32) 4 PNC § 203 (b).

33) 4 PNC § 205.

34) 4 PNC § 308.

35) 4 PNC § 308.

36) 4 PNC § 308.

37) Ottley, *supra* note 26, at 591.

38) 4 PNC § 602.

39) 4 PNC § 603 (a).

40) 4 PNC § 603 (b).

犯罪は、重罪 (felony)、軽罪 (misdemeanor)、微軽罪 (petty misdemeanor) に分けられており、重罪は、さらに A クラス、B クラス、C クラスの 3 つに分けられている<sup>41)</sup>。2014年には、重罪で371人、軽罪で913人が検挙された<sup>42)</sup>。

刑事事件は、2017年には、211件が起訴され、314件が終局処理された<sup>43)</sup>。

### 3 刑事制裁及び関連する処分

#### (1) 概 観

裁判所が科しうる刑事制裁は、プロベーション (probation)、社会奉仕 (community service)、罰金刑、拘禁刑である<sup>44)</sup>。死刑は規定されていない<sup>45)</sup>。これらの刑事制裁のほか、裁判所は、刑事制裁ではないものの、関連する処分として、被害弁償 (restitution) の支払、費用 (cost) 及び手数料 (fee) の支払、財産没収 (forfeiture of property)、免許の停止又は取消、職業禁止 (remove a person from office) 又はその他のあらゆる民事罰を科しうる<sup>46)</sup>。

軽罪と微軽罪の場合、宣告猶予 (suspend sentence) も認められている<sup>47)</sup>。

法人の場合、プロベーション、罰金を科しうる<sup>48)</sup>。このほか、会社の設立許可状の没収、免許の取消も可能である<sup>49)</sup>。

---

41) 17 PNC § 620.

42) Available at: <<http://palaugov.pw/executive-branch/ministries/finance/budgetandplanning/crime-and-offenses/>>.

43) Available at: <[http://www.palausupremecourt.net/statistic\\_main.cshtml](http://www.palausupremecourt.net/statistic_main.cshtml)>.

44) 17 PNC § 616 (a).

45) 現在、オセアニアにおいて死刑が規定されているのは、トンガ王国とパプアニューギニア独立国のみであるが、両国とも死刑の執行はなされていない。オセアニアにおける死刑を巡る状況については、拙稿「オセアニアにおける死刑」関西大学法学論集67巻3号(2017)32頁以下参照。

46) 17 PNC § 616 (h).

47) 17 PNC § 616 (c).

48) 17 PNC § 618 (a).

49) 17 PNC § 618 (b).

(2) 量 刑

裁判所は、被告人を重罪で有罪認定した場合、量刑を言渡す前に、被告人の量刑前矯正診断（pre-sentence correctional diagnosis）を命じ、この結果を適切に考慮しなければならない<sup>50)</sup>。重罪以外を有罪認定した場合でも、量刑前矯正診断を命じることができる<sup>51)</sup>。裁判所の同意がある場合、被告人と検事総長の合意により、量刑前矯正診断を省略することができる<sup>52)</sup>。

裁判所は、(a) 犯罪の性質及び事情並びに被告人の経歴及び性格、(b) (1) 犯罪の重大性の反映、法に対する敬意の促進、犯罪に対する公正な処罰、(2) 犯罪行為の適切な抑止、(3) 被告人によるさらなる犯罪からの公衆の保護、(4) 最も効果的な方法における被告人に必要とされる教育的職業的訓練、医療ケア、他の矯正処遇の提供、(c) 利用可能な量刑の種類、(d) 同種の行為により有罪認定をされた同種の記録との正当な理由を欠く量刑上の不均衡を回避する必要性、(e) 居住者の慣習に対する適切な認識の全てを考慮して量刑を判断しなければならない<sup>53)</sup>。

(3) プロベーション

パラオ共和国においては、多くの犯罪において、プロベーションを単独の刑事制裁として科しうる。また、重罪で有罪認定された者が拘禁刑とされなかった場合、プロベーションが科されなければならない<sup>54)</sup>。但し、第1級殺人、同未遂、第2級殺人、同未遂、火器に関する犯罪については、プロベーションを科しえない<sup>55)</sup>。

プロベーションを科すか否かの判断に当たっては、一般的な量刑基準に加えて、拘禁刑を回避する以下の事情があるか否かを斟酌する<sup>56)</sup>。(1) 被告人の犯

50) 17 PNC § 613 (a).

51) 17 PNC § 613 (b).

52) 17 PNC § 613 (c).

53) 17 PNC § 617.

54) 17 PNC § 632.

55) 17 PNC § 630.

56) 17 PNC § 631.



罪行為が重大な侵害を惹起するか危険を高めたものでないこと、(2) 被告人が強い挑発の下で行動したこと、(3) 犯罪不成立とはできないものの、被告人の行為を弁明し、正当化する傾向のある根拠があること、(4) 被告人の犯罪行為による被害者がその犯行を誘発又は促進したこと、(5) 非行又は犯罪行動の前歴がないか、今犯の実行前に一定期間以上法遵守的な生活を送っていたこと、(6) 被告人の犯罪行動が再犯可能性がないと思われる状況の結果であること、(7) 被告人の性格及び態度が被告人が他の犯罪を実行する可能性がないことを示していること、(8) 被告人が被害弁償若しくはプロベーションのプログラム又はその両方に積極的な反応を特に示していること、(9) 被告人を拘禁することが被告人又は被告人の扶養家族にとって過酷な困難をもたらすであろうこと、(10) 居住者の慣習が適切に認識されなければならないことである。

プロベーション期間は、原則として、クラスAの重罪の場合は10年、クラスB又はクラスCの重罪の場合は5年、軽罪の場合は1年、微軽罪の場合は6月である<sup>57)</sup>。いずれも、逮捕後の拘禁期間が算入される<sup>58)</sup>。対象者に複数のプロベーションが科された場合、対象者に最初に科されたプロベーションの始期から並行してその期間が進行する<sup>59)</sup>。

プロベーションにおいて必要的に賦課される条件は、(1) 他の犯罪を実行せず、犯罪行為に従事しないこと、(2) 裁判所又はプロベーション・オフィサーに指示されたようにプロベーション・オフィサーに報告すること、(3) 裁判所又はプロベーション・オフィサーに許可されない限り、当該裁判所の管内に居住すること、(4) 住所又は職業を変更する前にプロベーション・オフィサーに通知すること、(5) 逮捕等をされた場合には速やかにプロベーション・オフィサーに通知すること、(6) 対象者の住居又は裁判所によって特定されたその他の場所にプロベーション・オフィサーが往訪することを認容すること、(7) 裁判所が被害弁償を命じている場合、被害者等が被った損失を弁償することであ

---

57) 17 PNC § 633 (a).

58) 17 PNC § 633 (b).

59) 17 PNC § 638 (a) (2).

る<sup>60)</sup>。

また、プロベーションにおいて裁量的に賦課される条件は、(1) クラスAの重罪の場合2年、クラスBの重罪の場合18か月、クラスCの重罪の場合1年、軽罪の場合6月、微軽罪の場合5日以内の拘禁刑の服役、(2) 特定された時間の社会奉仕、(3) 対象者の扶養家族の扶養等、(4) 罰金刑の支払、(5) 労働、勉学、職業訓練等、(6) 犯罪を構成する行為と合理的に見て直接関連する特定の職業に従事することの回避等、(7) 特定の場所の往訪、又は犯罪被害者、証人、法執行関係者、共犯者、接触が社会復帰若しくは改善に悪影響を及ぼすその他の者等の特定の者との交際の回避、(8) アルコール、麻酔薬、規制物質の使用の回避、(9) 危険な武器等の所持の回避、(10) 物質濫用による依存の治療等の医療又は精神保健の治療を受け、特定の施設に入所すること、(11) 特定の場所又は地域に居住するか、特定の場所又は地域に居住することの回避、(12) 一定期間ごとに尿検査又は同種の検査手続を受けること、(13) 裁判所の許可なく特定の地域へ立入ることを回避すること、(14) 特定の夜間外出禁止に従うこと、(15) 裁判所が科すその他の合理的な条件を満たすことである<sup>61)</sup>。(1)のように、プロベーションの条件として拘禁することはできるものの、原則としてプロベーションと拘禁刑を併科することは認められていない<sup>62)</sup>。また、同様に(4)のように、プロベーションの条件として罰金刑を支払うよう求めることができるものの、原則として、プロベーションと罰金刑を併科することは認められていない<sup>63)</sup>。対象者は条件について記された書面の謄本を交付される<sup>64)</sup>。

裁判所は、プロベーション・オフィサー、検事総長、被告人の申立て又は職権で、検事総長の聴聞を経た後に、プロベーションの条件を付加又は削減する

60) 17 PNC § 634 (a).

61) 17 PNC § 634 (b). 尿検査等の費用、物質濫用の治療費用は対象者に負担させることができる。17 PNC § 634 (c).

62) 17 PNC §§ 616 (b), 638 (a) (1).

63) 17 PNC § 651 (b).

64) 17 PNC § 634 (d).

ことができる<sup>65)</sup>。また、裁判所が対象者に法を遵守する生活をもたらすことに役立つと考える場合、裁判所はプロベーションの条件を修正し、付加することができる<sup>66)</sup>。

一方、プロベーション・オフィサー又は法執行職員は、条件を遵守していないと思われる場合、令状なしに逮捕することができる<sup>67)</sup>。また、プロベーション期間中、裁判所は、出頭を求める罰金付き召喚令状の発付又は逮捕することができる<sup>68)</sup>、対象者が他の犯罪を実行していると思われる場合、裁判所は対象者を収容することができる<sup>69)</sup>。

裁判所は、プロベーション・オフィサー、検事総長、被告人の申立て又は職権で、プロベーションを良好解除することができる。

対象者が正当な理由なく条件を遵守できず、又は新たに重罪で有罪認定された場合、プロベーションは取消される<sup>70)</sup>。新たに重罪以外で有罪認定された場合、プロベーションは取消されうる<sup>71)</sup>。プロベーションが取消された場合、新たな刑罰が言渡される<sup>72)</sup>。

プロベーション期間が満了し、又は良好解除又は取消された場合、罰金刑、被害弁償、弁護士費用、費用及びそれらの利息の支払以外の義務は消滅する<sup>73)</sup>。

#### (4) 社会奉仕

社会奉仕は、政府機関、慈善団体、その他の社会奉仕団体又は適切な監督者の監督の下で、対象者が従業員としてではなく地域社会のために役務を提供す

---

65) 17 PNC §§ 633 (a), 635 (a), (b).

66) 17 PNC § 635 (d).

67) 17 PNC § 636 (b).

68) 17 PNC § 636 (a).

69) 17 PNC § 636 (c).

70) 17 PNC § 635 (c).

71) 17 PNC § 635 (c).

72) 17 PNC §§ 616 (d), 635 (e).

73) 17 PNC § 639.

るものである<sup>74)</sup>。対象者が実施する作業や場所は、政府機関によって選定される<sup>75)</sup>。

社会奉仕において対象者が作業を行わない等の違反があった場合、新たな量刑を言渡すことができる<sup>76)</sup>。

## (5) 罰 金 刑

罰金刑の多額は、制定法において規定されていない場合、被告人によって犯罪から得られた経済的利益の2倍、又は、① Aクラスの重罪、第1級又は第2級殺人又は同殺人未遂のときには5万米ドル、② Bクラスの重罪のときには2万5000米ドル、③ Cクラスの重罪のときには1万米ドル、④ 軽罪のときには1000米ドル、⑤ 微軽罪のときには500米ドルである<sup>77)</sup>。

裁判所は、被告人の資産及びその支払を科された負担の性質を考慮して罰金刑の額及び支払方法を判断しなければならない<sup>78)</sup>。裁判所は、判決において一定期間内の支払（支払猶予）又は分割払を認めることができる<sup>79)</sup>。

罰金刑と被害弁償又は損害回復の併科は認められているものの、被害弁償又は損害回復の支払は罰金刑の支払に優先し、被害弁償又は損害回復の完了まで罰金刑が徴収されることはない<sup>80)</sup>。また、被告人に罰金刑を科すことによって被害弁償を妨げてしまう場合、罰金刑を科してはならない<sup>81)</sup>。

軽罪又は微軽罪の場合、罰金刑を単独で言渡すことができるのに対して、重罪の場合、他の刑事制裁が法律上求められていれば、罰金刑を単独で言渡すことはできない<sup>82)</sup>。さらに、被告人が犯罪により経済的利益を得ている場合で

74) 17 PNC § 616 (a) (4).

75) 17 PNC § 616 (a) (4).

76) 17 PNC § 616 (d); 34 PNC § 5003.

77) 17 PNC § 650 (a) (1)-(5), (7).

78) 17 PNC § 651 (d).

79) 17 PNC § 652 (a).

80) 17 PNC §§ 616 (f), 652 (c).

81) 17 PNC § 651 (c).

82) 17 PNC § 651 (a).

あっても、犯罪抑止又は被告人の矯正のために特に必要とされると裁判所が思料した場合を除いて、拘禁刑又はプロベーションに罰金刑を併科することはできない<sup>83)</sup>。罰金刑とプロベーションが併科されたときには、前述のように、罰金刑の支払をプロベーションの条件とすることができる<sup>84)</sup>。

このようにして言渡された罰金刑について、後述の不服従による不払がない限り、犯罪者はいつでも取消しの申立てを裁判所に対してすることができる<sup>85)</sup>。裁判所は、言渡し時の状況が変化していると思料するか、支払を求めることが不公平であると思料すれば、検事総長の意見を聴いた後に当該罰金刑を取消すことができる<sup>86)</sup>。

罰金刑の支払は、現金、小切手又は裁判所が認めるクレジットカードによる<sup>87)</sup>。いずれの方法による場合も、罰金刑の収納は裁判所事務官が行う<sup>88)</sup>。裁判所事務官は、支払日、支払額、支払者を記録する<sup>89)</sup>。徴収された罰金刑は、国庫に帰属する<sup>90)</sup>。

罰金刑の全部又は分割払の一部の不払が生じた場合、裁判所事務官は、検事総長 (attorney general) にその旨を通知し、プロベーション対象者の場合にはプロベーション・オフィサーにも通知する<sup>91)</sup>。不払の罰金刑は、民事訴訟における判決と同じ方法で徴収できる<sup>92)</sup>。

徴収ができないときには、裁判所は、検事総長又は裁判所の申立てに基づき、被告人による判決に対する不服従とみなして、被告人の出頭を確保するために

---

83) 17 PNC §§ 634 (b), 651 (b).

84) 17 PNC § 652 (b).

85) 17 PNC § 655 (a). 被害弁償も同様である。

86) 17 PNC § 655 (b). 被害弁償も同様である。

87) 17 PNC § 652 (a).

88) 17 PNC § 653 (a).

89) 17 PNC § 653 (b).

90) 4 PNC § 108; 17 PNC § 653 (b). 手数料の場合も同様である。17 PNC § 653 (b).

91) 17 PNC § 653 (a).

92) 17 PNC § 654 (e). 費用及び手数料、それらの利息等についても同様である。罰金刑の支払に係る認証謄本は、民事判決と同様の方法で執行できる。17 PNC § 657.

召喚令状又は逮捕状を発付することができる<sup>93)</sup>。

被告人による不払が意図的な拒絶ではなく、金銭を得るための善良で忠実な努力を欠くものでないことが示された場合、不払は不服従ではないとされる<sup>94)</sup>。この点は、アメリカの連邦最高裁判所が、資産があるにもかかわらず故意に不払としている場合（故意の不払）や、資産がないにもかかわらず所得を得る努力を行っていない場合（所得獲得努力怠慢）には、法廷侮辱罪を理由に制裁として拘禁刑が許される余地があるものの、所得を得る努力をしたにもかかわらず不払の場合には、適正手続の観点から、拘禁刑以外の代替策を検討しなければならないと判示した<sup>95)</sup>ことが影響しているものと思われる。不払が不服従でないとされた場合、裁判所は、さらなる支払猶予、分割払の1回あたりの額の引下げ、不払となっている額の全部又は一部の支払免除、社会奉仕への代替のいずれかを命じることができる<sup>96)</sup>。

被告人による不払が意図的な拒絶であるか、金銭を得るための善良で忠実な努力を欠くものである場合、裁判所は、被告人の不払を不服従と認定し、罰金刑の支払が完了したとみなされるまで拘禁することができる<sup>97)</sup>。法人等に罰金刑が科された場合、法人等の財産からの支払義務は法人の代表者等にあるとされているため、不払のときには法人の代表者等を自然人行為者の場合と同様に拘禁できる<sup>98)</sup>。罰金刑の不払の場合の拘禁期間は、25米ドルごとに最大1日とされており、さらに、拘禁される期間が微軽罪の場合30日、それ以外の場合1

93) 17 PNC § 654 (a). 費用及び手数料、被害弁償の全額又は分割払の支払の不履行が生じた場合も同様である。

94) 17 PNC § 654 (a).

95) *Bearden v. Georgia*, 461 U. S. 660, 668, 672-674 (1983). 本件の紹介として、英米刑事法研究会「貧困による罰金の不払いを理由とするプロベーションの取消しと修正14条」判タ539号（1985）144頁以下〔酒井安行〕。アメリカの連邦法においては、被告人が貧困であるために、支払能力を欠くという理由だけの拘禁刑が賦科されることが明文で禁止されている。18 U. S. C. §§ 3613A (a), 3614 (c).

96) 17 PNC § 654 (d). 費用及び手数料についても同様である。

97) 17 PNC §§ 616 (d), 654 (a).

98) 17 PNC § 654 (b).

年を超えてはならないとされている<sup>99)</sup>。

## (6) 拘禁刑

### ① 宣告刑

第1級殺人 (murder) 又は第1級殺人未遂で有罪認定された場合、パロール (parole) の可能性なき無期刑が科される<sup>100)</sup>。この場合、裁判所は受刑者が20年服役した後、パロールの可能性のある無期刑に減刑する申立てを行うよう司法省及びパロール委員会 (parole board) に命じなければならない<sup>101)</sup>。最も重い刑である無期刑ですら、減刑に向けた申立てが20年服役後に必ず行なわれるようになっているのは、特徴的であり、犯罪者に対する寛容性が窺われる。

第2級殺人又は第1級殺人未遂の場合、パロールの可能性のある無期刑が科される<sup>102)</sup>。パロールの資格を得ることができる最短の期間 (短期) は、パラオパロール委員会 (Palau Parole Board) により判断される<sup>103)</sup>。この場合、受刑者は遅くとも20年服役後にパロールの資格を得る<sup>104)</sup>。

Aクラスの重罪の場合、定期刑のほか、執行猶予の可能性がない最長25年の不定期刑を科しうる<sup>105)</sup>。30年以上の定期刑の場合、15年服役後にパロールの資格を得る。Bクラスの重罪の場合、定期刑のほか、最長10年の不定期刑を、Cクラスの重罪の場合、定期刑のほか、最長5年の不定期刑を科しうる<sup>106)</sup>。

定期刑の場合、1年以上服役し、かつ、拘禁期間の3分の1を執行すれば、パロールの資格を得る<sup>107)</sup>。非居住者が犯した重罪の場合、無期刑以外のとき

---

99) 17 PNC § 654 (c).

100) 17 PNC § 660 (a).

101) 17 PNC § 660 (a).

102) 17 PNC § 660 (b).

103) 17 PNC §§ 660 (b), 667.

104) 18 PNC § 1209 (a).

105) 17 PNC §§ 661, 667.

106) 17 PNC §§ 662, 667.

107) 18 PNC § 1209 (a). 拘禁期間の一部の執行が猶予されている場合、執行される部分と合わせた期間を拘禁期間とする。

には、拘禁期間の3分の1を執行すれば、国外永久追放とすることができる<sup>108)</sup>。

軽罪の場合、1年以下の定期刑、微軽罪の場合、30日以下の定期刑である<sup>109)</sup>。1年以上服役することがパロールを得る要件であるため<sup>110)</sup>、軽罪及び微軽罪の場合、パロールの資格を得ることはない。

不定期刑の場合、長期の満了日に釈放される<sup>111)</sup>。

## ② 不定期刑の短期の決定

不定期刑が科された場合、パロール委員会は、受刑者の服役開始3か月以内に可及的速やかに聴聞を行ない、パロールの資格を得ることができる最短の期間（短期）を決定しなければならない<sup>112)</sup>。パロール委員会は、聴聞前に、受刑者の服役前の生活及び施設内での受刑者の改善状況に関する報告書入手し、受刑者の犯罪傾向の程度を判断する材料とする<sup>113)</sup>。その際、受刑者は、法的な助言者を含む合理的な範囲のあらゆる者に相談し、代理及び援助を受けること等が認められている<sup>114)</sup>。聴聞には、検事総長の代理人のほか、被害者、指名された者、被害者遺族が出廷でき、口頭又は書面で証拠を提出することができる<sup>115)</sup>。犯罪の性質及び程度、犯罪歴及び性格を考慮して統一的に短期を判断するためのガイドラインが作成され、当該ガイドラインは、公的記録として、受刑者、検事総長、他の関係する政府機関が利用可能である<sup>116)</sup>。継続的に模

108) 17 PNC § 616 (i).

109) 17 PNC §§ 663, 667.

110) 18 PNC § 1209 (a). 拘禁期間の一部の執行が猶予されている場合、執行される部分と合わせた期間を拘禁期間とする。

111) 17 PNC § 668 (e). 拘禁刑を言渡された被告人が当該犯罪のための逮捕に引き続いて刑事施設等に収容されていた場合、長期及び短期の刑期に算入する。17 PNC § 669. また、パロールとされた期間とパロールの条件違反による再収容の期間も刑期に算入して長期満了日を計算する。17 PNC § 668 (f).

112) 17 PNC § 667 (a). 聴聞の音声記録が反訳又は反訳されない形で残されなければならない。17 PNC § 667 (f).

113) 17 PNC § 667 (b).

114) 17 PNC § 667 (c).

115) 17 PNC § 667 (g).

116) 17 PNC § 667 (h).



範的な行動をしているとの記録が得られないか、得られるまでは、いつでも特別の条件を付すことができる<sup>117)</sup>。

### ③ 収 容

拘禁刑の言渡しを受けた者は、公衆安全局 (Bureau of Public Safety) の管理する刑事施設に収容される<sup>118)</sup>。同局は、収容先を国外とすることもできる<sup>119)</sup>。

パラオ共和国内の刑事施設は、コロルジェイル (Koror jail) のみである。2015年の数値を見ると<sup>120)</sup>、同ジェイルの収容定員は58人であるのに対し、収容人員は72人 (被告人を含む)、収容定員比は124%に達しており、過剰収容の状態にある。被収容者のうち、女性は3人、少年は4人である<sup>121)</sup>。人口10万人あたりの収容人員は343人であり、2003年の同660人に比べれば低下しているが、オセアニアの国と地域の中でもかなり高く<sup>122)</sup>、世界222の国と地域のうち23位であって、高い<sup>123)</sup>。

---

117) 17 PNC § 667 (d).

118) 17 PNC § 670.

119) 17 PNC § 670.

120) 以下の数値は、The Institute for Criminal Policy Research (ICPR) の World Prison Brief (WPB) による。Available at: <<http://www.prisonstudies.org/>>.

121) 少年のみ2014年の数値である。

122) 刑事施設の収容人員 (被告人を含む) と人口10万人あたりの収容人員を順に見ると、アメリカ領サモアはそれぞれ182人、323人、オーストラリアは41202人、167人、ヴァヌアツ共和国は192人、71人、北マリアナ諸島自治連邦区は270人、482人、キリバス共和国は129人、113人、グアムは756人、438人、クック諸島は48人、229人、サモア独立国は約500人、約257人 (統計上、正確な数値が公表されておらず、概数である)、ソロモン諸島は435人、73人、ツヴァルは11人、110人、トンガ王国は176人、166人、ナウル共和国は14人、140人、ニュージーランドは10470人、217人、ヌーヴェルカレドニー (ニューカレドニア) は535人、198人、パプアニューギニア独立国は4945人、63人、フィジー諸島共和国は1423人、158人、フランス領ポリネシアは510人、176人、マーシャル諸島共和国は35人、66人、ミクロネシア連邦は132人、127人であって、パラオ共和国の人口10万人あたりの収容人員は北マリアナ諸島自治連邦区とグアムに次ぐ数字となっている。

123) 日本の人口10万人あたりの収容人員は45人であり、世界222の国と地域の中で203位である。

④ 就業及び学業外出

「就業及び学業外出 (Work and Study Release)」とは、対象者が就業、学業、職業教育のために午前6時から午後6時まで刑務所から外出することを認めるものである<sup>124)</sup>。

この外出が認められるのは、拘禁期間の3分の1を経過した者であって、公共の安全にとって脅威となるとパロール委員会に判断された暴力又は暴力的行動の経歴がある者は除かれる<sup>125)</sup>。

⑤ パロール聴聞

定期刑の場合、パロールの資格を得る遅くとも30日前に、不定期刑の場合、パロール委員会によって決定された短期の満了の遅くとも1か月前に、最初のパロール聴聞が開かれる<sup>126)</sup>。前述のように、定期刑の場合、1年以上服役し、かつ、拘禁期間の3分の1を執行すれば、パロールの資格を得るとされているため、最短で11か月ほど服役すれば、パロール聴聞が開かれることとなる。聴聞には、検事総長の代理人のほか、被害者、指名された者、被害者遺族が出廷でき、口頭又は書面で証拠を提出することができる<sup>127)</sup>。また、受刑者は、どこで誰と暮らすのか、どのような職業に従事するのか等の計画書を聴聞に提出することができる<sup>128)</sup>。この際、受刑者は、法的な助言者を含む合理的な範囲のあらゆる者に相談し、代理及び援助を受けることや、計画書作成に当たってパロール・オフィサーの合理的な援助を受けること等が認められている<sup>129)</sup>。パロール委員会の裁量において、聴聞を公開することができる<sup>130)</sup>。なお、受刑者はパロールに関する手続を放棄することができる<sup>131)</sup>。

124) 18 PNC § 1208 (a).

125) 18 PNC § 1208 (b).

126) 17 PNC § 668 (a); 18 PNC § 1212 (a).

127) 17 PNC § 668 (a).

128) 17 PNC § 668 (c).

129) 17 PNC § 668 (c).

130) 18 PNC § 1206 (c).

131) 18 PNC § 1212 (a). パロールに当たって、受刑者の同意は不要であるとされているため、手続が放棄されずに進行した場合、受刑者が反対したとしても、パロー

パロールの可否の判断に当たって考慮される事情は、(1) 当該受刑者が拘禁されている施設の職員の報告書及び勧告、(2) 以前のプロベーション及びパロールの際の報告書を含む受刑者の犯罪歴の公的な報告書、(3) 量刑前矯正診断報告書、(4) 量刑時になされたパロールについての勧告、(5) 身体的、精神的、心理的検査の報告書、(6) 服役した期間、(7) 社会に対するありうる危険性である<sup>132)</sup>。また、裁判所がパロールについて勧告を行なった場合、当該勧告が考慮されなければならない<sup>133)</sup>。

受刑者が刑務所の規則を遵守し、パロール委員会が犯罪の性質及び事情並びに受刑者の経歴及び性格を考慮して、釈放が犯罪の重大性を軽んじることなく、法の軽視につながらず、公共の危険をもたらさないと判断された場合、パロールが認められる<sup>134)</sup>。

一方、受刑者が拘禁場所の諸規則を重大かつ頻繁に違反するか、受刑者が再犯を犯すという合理的な可能性があるかとパロール委員会が判断した場合、パロールは認められない<sup>135)</sup>。その他、パロールを認めないことに正当な理由がある場合、パロールを認めないことが許される<sup>136)</sup>。

こうした判断は、原則としてパロール委員会の委員の多数決で決定される。委員の賛否は事後に開示される<sup>137)</sup>。但し、公衆に尋常でない懸念等をもたらす、暴力事犯であると2人以上のパロール委員会委員により認められた場合、全員一致でなければパロールは認められない<sup>138)</sup>。

パロール委員会は、対象者のパロールを可とする場合、パロールが実施される最短期間を決定し、聴聞後の合理的な期間内に釈放する<sup>139)</sup>。

---

↘ル相当と判断されることがありうる。17 PNC § 668 (d).

132) 18 PNC § 1211 (a).

133) 18 PNC § 1209 (b).

134) 18 PNC § 1210 (a).

135) 18 PNC § 1210 (b).

136) 18 PNC § 1210 (c).

137) 18 PNC § 1206 (f).

138) 18 PNC § 1209 (e).

139) 17 PNC § 668 (d).

パロールには、あらゆる法を遵守し、犯罪を犯さないよう、犯罪の性質及び事情並びに対象者の経歴及び性格に合理的に関連する範囲において公共の福祉を守るために合理的に必要な条件を付することができる<sup>140)</sup>。対象者に弁護人が付されていない場合、対象者にパロールの条件を説明しなければならない<sup>141)</sup>。

国外退去となる外国人受刑者の場合、火器違反の場合を除き、国外退去をパロールの条件とすることができる<sup>142)</sup>。裁判所がパロールの条件について勧告を行なった場合、当該勧告が条件を付す際に考慮されなければならない<sup>143)</sup>。

この聴聞でパロールが認められない場合、次の聴聞は、12か月後又は不定期刑の長期の満了時等に開かれる<sup>144)</sup>。

パロール委員会は、パロールオフィサーの申立て又は職権により、パロールの条件を修正することができる<sup>145)</sup>。対象者は条件の修正について通知を受け、自己の見解を10日以内に表明する機会を有する<sup>146)</sup>。パロール委員会は、10日後から21営業日以内に判断しなければならない<sup>147)</sup>。対象者は、パロール委員会に対して条件の修正を自ら申立てることができる<sup>148)</sup>。

#### ⑥ パロールの実施、取消し及び満了

パロールに関する法律の目的は、拘禁刑の抑止効果とともに、再犯を減少させ、法を遵守する、責任ある人間として社会に戻る可能性を高める公正な方法において犯罪者を改善する努力を確認することにより法に対する敬意を高めることにある<sup>149)</sup>。

---

140) 18 PNC § 1213 (a).

141) 18 PNC § 1213 (b).

142) 18 PNC § 1216 (a), (c).

143) 18 PNC § 1209 (b).

144) 17 PNC § 668 (a).

145) 18 PNC § 1213 (c).

146) 18 PNC § 1213 (c) (1).

147) 18 PNC § 1213 (c) (1).

148) 18 PNC § 1213 (c) (2).

149) 18 PNC § 1203.

対象者は、パロールオフィサーの監督下に置かれる<sup>150)</sup>。即時に出国する場合や受刑者が望んでいない場合を除き、パロールの対象者は、服役前の住居で暮らし、服役前に就業していた職業に従事し、大家族 (greatest family)、地域支援 (community support)、就業機会、ジョブ・トレーニング、教育、治療、その他の社会サービスを入手可能な状態で生活しなければならない<sup>151)</sup>。パロール委員会等の合理的な要求、命令、召喚令状等に対して対象者が意図的に拒否するか、対応しない場合、パロール期間を延長することができる<sup>152)</sup>。

パロールの条件に違反した場合、パロール委員会又は同委員会委員は、対象者に聴聞に出頭するよう求める召喚令状又は対象者を拘禁するための逮捕令状を発付することができる<sup>153)</sup>。これらの令状発付後30日以内にパロール取消しに係る聴聞の機会を設ける<sup>154)</sup>。かかる聴聞の後、パロール委員会は、パロールの継続、対象者の譴責、条件の修正、パロール又は就業学業外出の取消しを判断する<sup>155)</sup>。

パロール対象者が再犯を行なった場合、パロール委員会は再収容後60日以内にパロールを取消すか否かを判断するために聴聞を行なう<sup>156)</sup>。別罪で有罪認定された場合、パロールは取消される<sup>157)</sup>。

パロールが取消された場合、再収容期間は服役がなされていない拘禁刑の長期の期間を超えない範囲でパロール委員会が決定する<sup>158)</sup>。

一方、パロール委員会は、パロール対象者の申立て又は職権により、期間満了前にパロールを終了することもできる<sup>159)</sup>。また、パロールを得てから2年

---

150) 18 PNC § 1214 (a), (b).

151) 17 PNC § 668 (c).

152) 18 PNC § 1214 (c).

153) 18 PNC § 1217 (a).

154) 18 PNC § 1218 (a), (b).

155) 18 PNC § 1218 (d).

156) 17 PNC § 668 (g).

157) 18 PNC § 1218 (c).

158) 17 PNC § 668 (h).

159) 18 PNC § 1215 (a).

が経過した場合及びその後少なくとも毎年1度、パロールを継続する必要性についてパロール委員会が判断しなければならない<sup>160)</sup>。さらに、パロールによる釈放から5年が経過した場合、パロール委員会は、対象者が刑事法に違反する行為を行う合理的な可能性がある場合を除き、パロールを終了しなければならない<sup>161)</sup>。このほか、パロール期間を満了した場合には、刑期満了となる<sup>162)</sup>。

⑦ パロール委員会

パロール委員会は、5人の委員会委員 (Board member) からなる<sup>163)</sup>。互選により委員長と副委員長を選出する<sup>164)</sup>。委員会の定足数は3名である<sup>165)</sup>。

パロール委員会は、多数決により、(1) 要件に該当する受刑者をパロールとする申立て又は推薦を認容又は否決すること、(2) パロールを認める際に合理的な条件を付すこと、(3) 要件に該当する受刑者をパロールとする命令を修正又は取消すこと、(4) 就業又は就学のための釈放を認容し、否決し、修正し又は取消すこと、(5) パロールオフィサー及び必要な職員を雇用すること、(6) パロールオフィサー、その他の個人、組織、公企業、私企業に対して、パロール委員会が必要と考えるパロール対象者に対する義務を果たすよう求めること等をしなければならない<sup>166)</sup>。また、行政恩赦法 (Executive Clemency Act) の定める手続に従い、パロール委員会は恩赦の実施をもたらすあらゆる提案を行なう。

---

160) 18 PNC § 1215 (b).

161) 18 PNC § 1215 (c) (1), (3). この場合、パロールの終了が認められないときには、対象者は1年に1度聴聞を開くよう求めることができる。18 PNC § 1215 (c) (2), (3).

162) 17 PNC § 668 (i). パロール期間が満了した場合、パロール委員会は、その旨の証明書を交付しなければならない。18 PNC § 1214 (d).

163) 18 PNC § 1204.

164) 18 PNC § 1204.

165) 18 PNC § 1204.

166) 18 PNC § 1206 (a).

(7) 被害弁償

以下では、刑事制裁とされていない関連する処分を見ていくこととする。まず取り上げるのは、被害弁償である。

裁判所は、被告人の犯罪の結果として被害者に生じた合理的かつ立証された損失に対する被害弁償を行なうよう被告人に命じなければならない<sup>167)</sup>。ここで、被害者とは、企業、財団法人及び政府機関を含む犯罪の直接の被害者、被害者が犯罪により死亡している場合に被害者の親族、さらには犯罪の結果生じた損失に対して被害者に支払を行なった政府機関を言う<sup>168)</sup>。

裁判所は、被害弁償額の判断に当たって、被告人の経済的能力を考慮してはならず、支払時期及び支払方法の設定においてのみ斟酌することが許されている<sup>169)</sup>。すなわち、必要的全額弁償が求められている。それゆえ、被害弁償額は、あらゆる被害者が被った損失の完全な回復に値するものであって、その対象は、盗取又は損壊された財物の完全な価値、修理可能な場合の修理費用、医療費、葬儀埋葬費用を含む<sup>170)</sup>。このような必要的全額弁償は、アメリカの連邦法で1996年に採用されたようにアメリカ法で見受けられるものであり<sup>171)</sup>、アメリカ法の影響を強く受けたものと考えられる。

裁判所が言渡す被害弁償により、被害者が他の救済手段を採る権利は妨げられない<sup>172)</sup>。従って、被害者は、民事訴訟等の手段を別途用いることができる。

被害弁償は、金銭の支払を求める他の刑事制裁等に優先して充当される。従って、被害弁償以外に罰金刑や賠償手数料 (compensation fee) 等の種々の手数料の支払が求められている場合、支払われた金銭は被害弁償から順に充当される<sup>173)</sup>。

---

167) 17 PNC §§ 616 (g), 656 (b).

168) 17 PNC § 656 (a) (1).

169) 17 PNC §§ 616 (g), 656 (c).

170) 17 PNC § 656 (c).

171) 詳しくは、拙著『財産的刑事制裁の研究——主に罰金刑と被害弁償命令に焦点を当てて——』（関西大学出版部、2013）45頁参照。

172) 17 PNC § 656 (d).

173) 17 PNC §§ 616(f), 656 (b), 658 (b).

被害弁償が不払である場合の徴収及び執行は、罰金刑の不払の場合と共通する点が少なくない<sup>174)</sup>。但し、被害弁償命令が罰金刑と同様に刑事制裁とされ、不払の場合に拘禁刑が科されることがありうるアメリカ法とはこの点では異なり<sup>175)</sup>、被害弁償が刑事制裁そのものではなく、関連する処分とされるに留まっているためもあってか、被害弁償が拘禁刑に代替されることはない<sup>176)</sup>。被害弁償の支払がなくとも拘禁刑に代替されることがないことから、被害弁償の支払が促され難いようにも思われる。もともと、被害弁償が重視されていないというわけでもない。前述のように、支払があった際に充当される順を見ると、罰金刑よりも被害弁償が優先されている上、被害弁償の全額が支払われるか、徴収されるまで被害弁償の支払は免除されないとされているためである<sup>177)</sup>。

#### (8) 費用及び手数料等

パラオ共和国においては、刑事手続や刑事制裁の執行に要する費用及び手数料の支払が求められており、その場面が比較的多い。

例えば、裁判所は、プロベーションを言渡す際、プロベーション・サービス手数料を支払うよう被告人に求めることができる<sup>178)</sup>。同手数料はプロベーション期間が1年を超える場合は150米ドル、1年以下の場合は75米ドルとし、被告人に支払能力がないと裁判所が判断した場合、手数料を無料とされる<sup>179)</sup>。この手数料の支払は、現金、小切手、裁判所が承認したクレジットカードにより<sup>180)</sup>、裁判所書記官が収納する<sup>181)</sup>。支払われた手数料はプロベーション・サービスにかかる費用を賄う特別の基金に繰り入れられる<sup>182)</sup>。

174) 17 PNC §§ 654 (e), 657, etc.

175) 拙著・前掲注(171) 51-53頁。

176) 17 PNC § 654 (d).

177) 17 PNC § 654 (d).

178) 17 PNC § 658 (a).

179) 17 PNC § 658 (a).

180) 17 PNC § 658 (b).

181) 17 PNC § 658 (c).

182) 17 PNC § 658 (c).



このような費用及び手数料の支払は、被害弁償に劣後する<sup>183)</sup>。罰金刑と費用及び手数料のいずれが優先して充当されるかについては、相反する条文が存在するため、明らかではない<sup>184)</sup>。

もっとも、費用及び手数料、それらの利息は刑事制裁ではないため、罰金刑とは異なり、これらの不払で拘禁されることはない<sup>185)</sup>。

費用及び手数料を広範に徴収しようとするのは、近時、アメリカ法でよく見受けられるところであり<sup>186)</sup>、その影響を看取することができる。

### (9) 財産没収

パラオ共和国における財産没収には、民事没収、刑事没収、行政没収の3種類がある。このうち、民事没収は、物に対するもの (in rem) と人に対するもの (in personam) にさらに分かれる。刑事没収以外に民事没収が存在する点でアメリカ法と同様であるものの、アメリカ法においては、一般に、物に対する没収は民事没収とされているのに対し、人に対する没収は刑事没収とされており<sup>187)</sup>、この点でパラオ共和国の没収との差異がある。

物に対する民事没収は、没収が求められる財産が訴えの提起の時点でパラオ共和国内に存在する場合、パラオ共和国に管轄があり、最高裁判所公判部の民事手続において審理される<sup>188)</sup>。人に対する民事没収は、当該財産の所有者又は利害関係人の管轄がパラオ共和国にある場合、最高裁判所公判部の民事手続において審理される<sup>189)</sup>。いずれも、「民事」没収と称されているものの、その事件は、最高裁判所の民事部においてだけでなく、刑事部においても係属し、

---

183) 17 PNC § 658 (b).

184) 17 PNC § 616 (f) は罰金刑が優先して充当されるのに対し、17 PNC § 658 (b) は費用及び手数料が優先して充当されるとする。

185) 17 PNC § 654 (f).

186) 拙著・前掲注 (171) 115頁以下。

187) 佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」町野朔ほか編『現代社会における没収・追徴』（信山社、1996）286頁以下、286頁。

188) 17 PNC § 702 (a). 手続については、17 PNC §§ 711-712, 715.

189) 17 PNC § 702 (b). 手続については、17 PNC §§ 711, 713-715.

没収が命じられうる<sup>190)</sup>。もっとも、民事没収は、民事の性質を有するため、原則として民事手続において命じられる<sup>191)</sup>。刑事没収は、最高裁判所公判部における刑事手続において審理される<sup>192)</sup>。行政没収は、行政手続法 (Administrative Procedure Act)<sup>193)</sup> により、同じく最高裁判所公判部において審理される<sup>194)</sup>。

条文が共通しており、刑事裁判において又は刑事裁判と関連して命じられる民事没収及び刑事没収について詳しく紹介することとする。

まず、対象犯罪は、① 制定法上、個別に没収することを定めている犯罪、② 殺人、誘拐、テロリズム、強盗、窃盗、住居侵入、資金洗浄、規制物質の所持等の重罪で訴追されうる犯罪、③ ポルノグラフィの助長等の重罪又は軽罪で訴追されうる犯罪のうち、微軽罪では訴追されえない犯罪、④ 財産 (property)<sup>195)</sup> が没収されるあらゆる犯罪の未遂、共謀等である<sup>196)</sup>。

没収対象となるのは、(1) 制定法上没収することが規定されている財産、(2) 対象犯罪の実行において供用又は供用することが意図されていた財産等、(3) 火器等、(4) 禁制品 (contraband)<sup>197)</sup>、(5) 対象犯罪の実行の結果として得られ

---

190) 17 PNC §§ 712 (a), 713 (a), 714 (a).

191) 17 PNC §§ 712 (b), 713 (b).

192) 17 PNC §§ 702 (c), 717.

193) 6 PNC §§ 101-161.

194) 17 PNC § 710 (a). 手続については、17 PNC § 710 (b)-(l). 行政没収の対象は、あらゆる輸送手段又はその見積られる価値が10万米ドル未満の不動産以外の財産である。17 PNC § 710 first sentence.

195) 17 PNC § 701 (12). (a) 土地において生長する物、付着する物及び発見される物を含む不動産、(b) 通貨、器具、車両、船舶、航空機又はあらゆるその他の輸送手段を含む有体及び無体の個人に属する財産、(c) 銀行信用状、保証金及び他の金融資産以外にも、トラベラーズチェック、銀行小切手、為替、有価証券、保証証書、為替手形、信用状を含むそれらの財産に関して権限を証明する又は利益に関する電子的若しくはデジタルを含むあらゆる形態における法的な書面若しくは文書、(d) それらの財産がパラオ共和国内に存在するか否かを問わず、それらの財産に関連するあらゆる権利、特権、利益、配当、資格及び担保を言う。

196) 17 PNC §§ 701 (4), 703.

197) 17 PNC § 701 (2). 所持することが違法であるあらゆる財物を言う。

た財産等、(6) 対象犯罪の実行により直接又は間接に得られた利益 (proceeds)<sup>198)</sup> から生じたあらゆる財産、(7) 対象犯罪の実行のために指揮されたあらゆる組織 (enterprise)<sup>199)</sup> に対する影響の源泉をもたらすあらゆる種類の財産等、(8) 対象犯罪の実行を促進した記録等である<sup>200)</sup>。不動産又は当該不動産から得られる賃料等の法定果実は、対象犯罪が重罪で訴追可能な場合にのみ没収できる<sup>201)</sup>。但し、所有者の知情又は承諾なしに犯罪が実行されたことについて所有者によって証明された場合、所有者の得た果実や供用された輸送手段については、没収されない<sup>202)</sup>。また、一般輸送業者としての営利契約において供用された輸送手段についても、その所有者等が犯罪に供用されること等について知情している場合を除き、没収されない<sup>203)</sup>。さらに、担保が設定されている輸送手段については、担保権者が犯罪の実行について知情していない限り、担保権者の利益が優越する<sup>204)</sup>。

没収手続は、対象犯罪の刑事手続が行なわれている限り、いつでも開始することができる<sup>205)</sup>。没収は、民事手続の諸規則若しくは没収のための差押え令状等により法執行官によって行なわれる<sup>206)</sup>。逮捕又は捜索の際や、直接的又は間接的に健康又は治安に対する危険であると信じる相当の理由があるとき、

---

198) 17 PNC § 701 (11). 不法な行為から直接若しくは間接に由来した又は不法な行為によって実現されたあらゆる価値を言う。

199) 17 PNC § 701 (5). 法律上団体とされているか否かを問わず、個人企業 (sole proprietorship)、合名会社 (partnership)、会社、協会又は特定の目的のために組織された個人を言う。

200) 17 PNC § 704 (a). (2)については、没収の効果が所有者の行為の性質及び重大性と比例しない程度が大いだと認定する場合には、没収の範囲を制限しなければならない。17 PNC § 705.

201) 17 PNC § 704 (b) (1).

202) 17 PNC § 704 (b) (2), (4).

203) 17 PNC § 704 (b) (3).

204) 17 PNC § 704 (b) (5).

205) 17 PNC § 717.

206) 17 PNC § 706 (a) (1), (2). 手続については、17 PNC §§ 707-709. 没収命令の対象となっている財産の移動又は処分等を行ない、命令に違反した場合、Cクラスの重罪とし、2万米ドル以下の罰金に処される。17 PNC § 704 (c).

没収対象物が腐敗しやすいものであるとき等には、裁判所による手続なしでも没収が可能である<sup>207)</sup>。不動産の場合、最高裁判所公判部における差押え聴聞を経た後になされる裁判所の命令によらずして没収されることはない<sup>208)</sup>。没収と被害弁償は併科可能である<sup>209)</sup>。

没収された財産は検事総長に引渡される<sup>210)</sup>。

没収された財産のその後の扱いについて、条文には混乱が見られる。まず、現金については国庫に設けられた被没収財産基金 (Forfeited Property Fund)<sup>211)</sup> に組入れられるとし<sup>212)</sup>、現金以外の財産については公売によって換価することができ、その利益は被没収財産基金に組入れられるとする条項がある<sup>213)</sup>。また、現金以外の財産については中央政府、州政府、地方公共団体又は法執行機関に引渡すことができるとし<sup>214)</sup>、規制物質の製造、合成、加工に供用され又は供用が意図される原材料等については売却又は破棄することができるとするほか<sup>215)</sup>、あらゆる財産について適宜の方法によって処分することができるとする<sup>216)</sup>。一方、直後の条項は、現金以外の財産について中央政府、州政府、地方公共団体又は法執行機関に引渡したものの以外のあらゆる没収された財産については、管理と売却に要した費用を控除した後、職員が捜査を指揮した政府機関に50%、検事総長に25%、被没収財産基金に25%を引渡すと規定している<sup>217)</sup>。2つの条項は、現金以外の財産について中央政府、州政府、地

---

207) 17 PNC § 706 (a) (3).

208) 17 PNC § 706 (b).

209) 17 PNC § 718.

210) 17 PNC § 716 (b).

211) 17 PNC § 716 (a). 条文上、この基金は没収された財産以外に寄附等も受け入れることとなっている。

212) 17 PNC § 716 (b) (1).

213) 17 PNC § 716 (b) (2).

214) 17 PNC § 716 (b) (3).

215) 17 PNC § 716 (b) (4). 売却によって得られた利益は被没収財産基金に組入れられる。17 PNC § 716 (b) (2).

216) 17 PNC § 716 (b) (6).

217) 17 PNC § 716 (c).

方公共団体又は法執行機関に引渡すことができる点では共通していると考えられるものの、かかる引渡しが行なわれなかった場合に、現金についても、現金以外の財産で公売に付されたものについても、被没収財産基金に最終的に引渡されるのが全額であるのか、25%に留まるのかを明らかにしているとは言えない。

中央政府や州政府に引き渡された財産は、法執行の目的のために利用されなければならない<sup>218)</sup>。被没収財産基金に組み入れられた金銭は、差押え、拘禁等の費用の支払、法執行機関の補助的な支払、法執行機関の職員の訓練及び教育のプログラムと関連して生じる費用の支払に当てられる<sup>219)</sup>。

#### (10) その他の処分

以上のほか、パラオ共和国においては、免許の停止又は取消、職業禁止が定められている。類似の制裁として、マーシャル諸島共和国においては営業禁止が定められているが<sup>220)</sup>、刑事制裁とされているのに対し、パラオ共和国においては刑事制裁に関連する処分に留まり、差異がある。

## 4 おわりに

パラオ共和国においては、前述のように、アメリカ合衆国のロースクールを修了して法曹になるのが通例である上、最高裁判所の陪席裁判官がアメリカ系の国や地域の法曹から任命されてきたこともあって、アメリカ法の影響を受けやすい状況にある。刑事制裁や関連する処分においても、その種類や内容において、アメリカ法の影響を随所に看取することができる。もっとも、アメリカ法の影響を受けつつも、アメリカ法とは異なる規定も散見でき、その分化の行方が注目されよう。

---

218) 17 PNC § 716 (d).

219) 17 PNC § 716 (e).

220) 拙稿「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」・前掲注(7)56-57頁。